

## 令和5年第1回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月26日(木) 午後1時30分～午後1時50分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 502会議室
- 3 出席委員等  
教育長 玉川 良雄  
委員 江口 雄二  
委員 白木 正博  
委員 林 哲人  
委員 木佐谷 真理子
- 4 会議に出席した事務局職員  
教育部長 河村 貴子  
教育次長 今谷 昌博  
学校教育課長 藤田 康伸  
学校給食課長 小林 政幸  
生涯学習振興課長 引頭 康行  
図書館長 長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 白木 正博 木佐谷 真理子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題  
(1) 議案第1号 下松市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について  
(2) 報告第1号 下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱について  
(3) 報告第2号 下松市教育委員会職員の安全衛生管理に関する規程の一部を改正する規程について  
(4) 報告第3号 下松市立中学校給食センター調理等業務公募型プロポーザルの審査結果について
- 9 会議の付議の顛末

○**教育長** それでは、令和5年最初の教育委員会定例会を行います。

本日の議事録署名委員は、白木委員、木佐谷委員でお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

### (1) 議案第1号 下松市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** (1) 議案第1号、下松市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則つ

いてを議題といたします。

今谷教育次長、説明をお願いいたします。

○**教育次長** 議案第1号、下松市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は1ページからとなります。

このたびの規則の一部改正は、12月29日から翌年1月3日までの年末年始について、学校施設を開放する日から除くよう規定の整備を図ったものでございます。

学校施設の開放に関する管理責任は、規則第2条の規定により教育委員会が負っていますが、年末年始は職員が不在であり公民館も閉館しているため、管理を果たす体制が取れないことから、学校施設を開放する日から年末年始を除くことを明記することにいたしました。

資料2ページの新旧対照表を御覧ください。

具体的には、第5条を「学校施設の開放日時は原則として、12月29日から翌年1月3日までを除く日の午前8時から午後10時までの間とする」と改正しております。

その他、「下松市体育協会」の名称を「下松市スポーツ協会」に改めるなどの改正を行っております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○**教育長** それでは審議したいと思います。皆さん質問がある方は挙手をお願いいたします。白木委員。

○**委員** 借りる時、鍵をどこへ借りてどこに返すのですか。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** 学校ごとに違うのですけれども、例えば、正面玄関のところにキーボックスがございまして、暗証番号を入力したら開きます。その中に鍵が入っており、使う際にはその鍵を取り出して解錠をし、また終わったら、そこに戻すというような仕組みになります。

○**教育長** そのほか、質問がある方はお願いします。木佐谷委員。

○**委員** これまで12月29日から3日までの利用はあったのですか。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** ここ3年ほどは、コロナの関係でなかったのですけれども、数件ございました。

例えば、剣道の関係の年始の稽古の始めとして少年少女剣友会が入っていたこともありましたが、先ほど申しましたように、管理する側はいませんので、何かしらあるときの対応というのはなかなか難しい面があったので断っております。

○**教育長** 林委員。

○**委員** 学校を使うときのマナー違反とかで、トラブルや苦情があったことはないですか。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** 使用後のごみが散らかっておったとか、例えば、体育館であればシートを敷かずに机椅子を出したとかというようなことが過去にありましたので、そういった事例があ

るたびに、公民館を通じて使用者の方に注意喚起の文書で気をつけるようお願いしております。

○委員 分かりました。以前、体育館の前でのたばこの吸い殻とか、始末が悪くて困るとい  
うのが何回かあったので、そういうとき学校からこうしてほしいという苦情は、教育委員  
会のほうにあるわけですね。その関係の団体へは教育委員会のほうから注意喚起をされて  
いるということですね。

○教育長 今谷次長。

○教育次長 たばこの吸い殻については、最近は私のほうの耳には入っていないのですけれ  
ど、今休校中の米川小学校で管理していただいております地元の団体さんから、そういった連  
絡があったので、同じように現場状況の写真をつけて、使用者の方に先日注意喚起したと  
ころでございます。今言われたとおり、そういったことがあれば、学校から教育総務課の  
ほうに連絡が入って、私どものほうで注意喚起の文書を作って、公民館を通じて使用者の  
方に注意を連絡しております。

○委員 分かりました。

○教育長 そのほか、よろしいでしょうか。木佐谷委員。

○委員 体育協会からスポーツ協会に名称が変わったというのは、特に理由があったり、中  
身が何か変わったりということはありませんか。

○教育長 今谷次長。

○教育次長 いきさつは、よく存じていないのですが、令和2年11月1日に、市長部  
局にスポーツのほう教育委員会から移管されておりますが、その前、令和2年4月1日  
からスポーツ協会になっております。恐らく国のほうの同じような協会が名前を変えたこと  
で、併せて市のほうも変えたというように記憶しております。

○教育長 そのほかございますか。ないようですので、採決したいと思います。改正するこ  
とに異議ある方はいらっしゃいますか。異議なしということで、よろしいでしょうか。異  
議なしということで完結いたします。

## (2) 報告第1号 下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱について

○教育長 続きまして、(2)報告第1号、下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正す  
る要綱についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。今谷教育次長。

○教育次長 報告第1号、下松市立学校施設開放実施要綱の一部を改正する要綱についてご  
説明します。

資料4ページからです。

今回の要綱の一部改正につきましては、先ほどと同じく下松市体育協会から下松市ス

ポーツ協会へ名称が変更したこと、また、使用希望日時が重複した場合に、優先順位等を勘案して調整するのですけれども、調整に当たって参考とする優先順位を示した表について、資料の6ページを見たほうが分かりやすいかと思うのですが、5位と9位が対象となる事項が2つずつありますが、それを1つにまとめて表記するなどの改正を行っております。

説明は以上です。

○**教育長** ただいまの質問につきまして、質問がある方は挙手をお願いいたします。白木委員。

○**委員** P T A連合会と子供会連絡協議会が同時に申請をした場合どうなるのですか。優先順位は同じですが。

○**教育長** 今谷次長。

○**教育次長** 重複した場合なのですけれども、この優先順位と使用の頻度等も合わせて勘案するようになっておりますので、そういったことを総合的に判断して、どちらが使うかを定めるようになるかと思えます。この優先順位を使うという状況はほとんど生じていないと考えております。

○**教育長** そのほかございませんか。よろしいですか。

### (3) 報告第2号 下松市教育委員会職員の安全衛生管理に関する規程の一部を改正する規定について

○**教育長** それでは、続きまして、報告第2号、下松市教育委員会職員の安全衛生管理に関する規程の一部を改正する規定についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。今谷教育次長。

○**教育次長** 報告第2号、下松市教育委員会職員の安全衛生管理に関する規程の一部を改正する規定について報告いたします。

資料7ページからとなります。

下松市教育委員会職員の安全衛生管理に関する規程は、労働安全衛生法の規定に基づき、職員の安全衛生及び健康保持・増進の確保を図るため、総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医の専任等について定めたものでございます。

このたびの一部改正は、事業を実質的に管理し、衛生管理者等に指揮する安全衛生管理者を教育長から教育部長に変更し、その他字句の修正等を行っております。

報告は以上です。

○**教育長** それでは、質問に入りたいと思います。質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、承認をよろしく申し上げます。

#### (4) 報告第3号 下松市立中学校給食センター調理等業務公募型プロポーザルの審査結果について

○**教育長** 続きまして、(4) 報告第3号、下松市立中学校給食センター調理等業務公募型プロポーザルの審査結果についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 報告第3号、下松市立中学校給食センター調理等業務公募型プロポーザルの審査結果についてご説明いたします。資料は10ページです。

表にありますように、令和4年12月22日、プロポーザルを実施いたしました。選定業者はコンパスグループ・ジャパン株式会社で、現在委託している業者が引き続き選定されました。

委託内容としましては、主に調理、そして学校への配送等の業務でございます。

事業費としましては、上限額としまして、5年間総額で2億4,909万円となっておりますが、提案は2億3,663万5,000円でした。これは税抜き価格となっております。税込みでは2億6,029万8,500円となっております。

プロポーザルでは、事前の書類審査と直接提案資料のプレゼンテーションとなるというような形で行われました。評価としては、企業評価、技術力評価、コスト評価という3つに分けて、それぞれ審査した結果、このような結果となっております。

説明は以上でございます。

○**教育長** それでは質疑に入ります。質疑等ある方は挙手をお願いいたします。白木委員。

○**委員** これは、何社が公募に応じられたかということと、今まではどこがやっておられたのかということと、電気代がある程度上がったり下がったりするわけですが、それらは契約上どういうふうになっているかです。

以上、お聞きしたいと思います。

○**教育長** 3点質問がありましたが、小林学校給食課長。

○**学校給食課長** まず、何社募集があったかということですが、プロポーザルの申入れがありましたのは1社でございます。

今まで請け負っていたところにつきましては、今回、選定業者となっておりますコンパスグループ・ジャパン株式会社でございます。

それと、電気代が上下する契約への影響はということですが、電気代、光熱水費につきましては、市のほうが負担する形になっておりますので、このたびの契約には影響はございません。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**委員** ただ、請負するところがないような気がします。例えば、合理化して利潤を増やすとか、そういうことがほぼできないような感じがするのですけれど、どうでしょうか。

○**学校給食課長** すみません、何を増やすのですか。

○委員 例えば、コストをカットして、電気代をどう節約するかというのは、やりようがないですね。もう電気代は市が持つのだから、結局、人件費のみで、配送と調理員さんだけの金額になりますね。

○教育長 小林給食課長。

○学校給食課長 業務内容としましては、中学校給食センターで調理を行う。これが主な業務になります。調理を行って、それを学校に配送して、また給食後に学校からセンターのほうに配送しまして、洗浄等を行うと考えます。

光熱水費は市の負担になっているのですが、業者側の負担としては主に調理員さんの人件費と、調理に伴う経費とか、特に人件費が割合としては大きい形になると思います。

申出期間のホームページ等で期間を設けて、問い合わせ等も期間中に行われていたところですが、結果として申出としては1社だったということでございます。

○教育長 そのほか質問ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第3号につきましては、ご了承をお願いいたします。

#### ～ その他報告・連絡事項 ～

○教育長 それでは、その他報告の事項がありましたらお願いいたします。ありませんか。では、次回の日程調整につきまして、金子教育総務課課長補佐、お願いいたします。

○教育総務課課長補佐 資料は11ページになります。2月の行事予定で、来月は木曜日ではなく、2月21日火曜日の503会議室で定例会を行います。よろしく申し上げます。

○教育長 本日の議事について終了でございます。

以上で、本日の教育委員会定例会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

午後1時50分終了